

～笑顔を見せよう、スマイルプラン～

(2017～2026)



阪南市男女共同参画プラン(第3次)とは

阪南市では、「女はこうあるべき、男はこうあるべき」という決めつけや、「女は家庭、男は仕事」という性別による役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会をめざして様々な取組を進めてきました。しかし、平成28年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」「職場」「全体として」では、男女ともに「男性優遇」が「平等である」を上回り、男性の方が優遇されていると考えている人が依然として多い結果となりました(図表1参照)。

そこで、阪南市を「すべての人がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にとらわれないことなく、自分らしくその個性と能力を発揮することができるまち」にするために、新たに「阪南市男女共同参画プラン(第3次)」を策定しました。

プランの期間

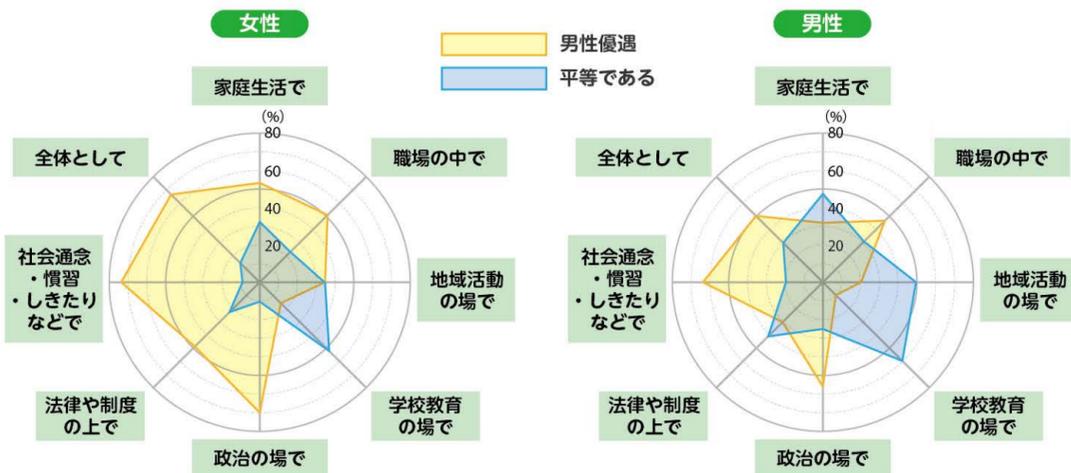
平成29(2017)年度から平成38(2026)年度(必要に応じて見直しを行います。)

プランの特徴

- 目標(活動指標)による進行管理** プランの達成を着実に図るため、推進主体を明確にしなが、できる限り数値指標等を設定して、年度ごとの評価と進捗管理を行います。(裏表紙参照)
- 重点施策の設定** 本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点施策として設定し、取組を進めます。
 - 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
 - 男性に向けた男女共同参画推進の支援
 - 意思決定の場への女性の参画の拡大
- プランの一部を「女性の職業生活における活躍についての推進計画」(阪南市女性活躍推進計画)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(阪南市DV防止基本計画)として位置付けています。

※「男女共同参画」とは、女性も男性も同じ社会の一員として、お互いを尊重し合いながら、共に社会に参画し、喜びも責任も分かち合うことです。「参画」とは、単に参加するだけでなく、自ら進んで責任を持って関わることをいいます。

図表1 男女の地位は平等? (20歳以上の市民2,500人対象の市民意識調査より)



プランの推進方策

1 推進体制の整備

- 総合的な推進体制の整備・充実
 - 男女共同参画推進審議会の設置
 - 男女共同参画推進本部の設置
 - 男女共同参画推進委員会の設置
- 市民と行政の連携・協働による推進

2 計画の進行管理

毎年、進捗の状況を調査し、目標の達成状況は、阪南市男女共同参画推進審議会に報告、その評価を受け、計画の進捗状況をみなさんにわかりやすく公表します。

目標(活動指標)

※活動指標とは、「どんな取組」を「どれくらい」やるかの指標。

活動指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値
審議会等委員に占める女性委員の割合	審議会等 31.5% 委員会等 7.7%	審議会等 40~60% 委員会等 20.5%
審議会等における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合	審議会等 12.5% 委員会等 50.0%	審議会等 0.0% 委員会等 0.0%
管理的地位にある市職員に占める女性職員の割合	17.3%	30% (行動計画平成37年度目標値)
小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合	17.9%	25.0%
就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率	4回 66.7% (平成27年度)	3回 70%
就労支援相談者の就職率	11.6% (平成27年度)	20%
乳がん検診の受診率	12.6% (平成27年度)	50%
子宮頸がん検診の受診率	16.5% (平成27年度)	50%
健康教室参加者数	年間 開催回数37回 延べ 823人 (平成27年度)	年間 開催回数37回 延べ 女性655人 男性220人
介護予防教室参加者数	年間延べ 16,585人 (平成27年度)	年間延べ 23,450人
フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 194人	年間延べ 240人
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数(公民館)	年間延べ 19人 (平成27年度)	年間延べ 30人
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数(健康増進課)	年間延べ 32人 (平成27年度)	年間延べ 60人
男女共同参画に関する図書・資料の充実度	436冊	510冊

プランの内容

お互いさまを合言葉に、市と市民、事業者、教育関係者等が協働で男女共同参画社会を実現

阪南市 男女共同参画推進条例の 8つの基本理念

- (1) 男女の人権を大切にしよう
- (2) あらゆる人の人権を大切にしよう
- (3) 性別で生き方を決めつけません
- (4) みんなでいっしょに考えて決めよう
- (5) 家庭や社会の中で支え合います
- (6) みんなの健康と命を大切にしよう
- (7) DVをはじめすべての虐待をなくそう
- (8) 世界の人々と力を合わせて取り組もう

※本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

基本方針	施策の方向	施策の展開
I あらゆる分野における 男女共同参画社会づくり	(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大	1 審議会等への女性の参画の促進
		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
		3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進
		4 女性の人材育成
	(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり 「女性の職業生活における活躍についての推進計画」に位置付ける	5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ
		6 女性や若者等のための就労支援
		7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
	(3) 地域における男女共同参画の推進（まちづくり、防災・復興等）	8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
II 個人の人権が尊重される 社会づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康支援	10 生涯を通じた心身の健康保持・増進
		11 健康をおびやかす課題に対する対策の推進
	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に位置付ける	12 暴力を容認しない社会風土の醸成
		13 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実
		14 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	15 DV防止対策の推進
		16 セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
17 ひとり親家庭への支援		
III すべての世代への 男女共同参画意識の浸透	(1) 男女共同参画の意識づくり	18 固定的な性別役割分担意識の解消
		19 男女共同参画意識の向上
	(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
		21 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進
		22 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	23 多様な選択を可能にする学習機会の提供
	(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進



基本方針 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

◆女性のリーダーを増やそう！

世界の国と比べると、日本の女性国会議員や市会議員、地域活動のリーダーは、とても少ない状況です。男性だけでなく、女性やいろんな人が参加して、もの事を決める方がもっといいアイデアが生まれると思いませんか？

◆男女が共に働き続けられる環境を整えよう！

仕事も家庭生活も地域・個人の生活もすべて大切にしたいと思っている人は多いのに、仕事が優先になるなど、思うようにならない現実もあります。女性も男性も自分が望むように、仕事や家庭、地域のことや趣味ができる機会をつくっていきます。

◆男女で協力してまちを元気にしよう！

秋祭りや防災訓練など、まちには様々な活動があります。男女や年齢に関係なく、だれもが積極的に参加して、住みよい地域をつくっていきましょう。



基本方針 II 個人の人権が尊重される社会づくり

◆健康で充実した生活を送ろう！

生涯をいきいきと暮らすために、栄養バランスのとれた食事、適度な運動、ストレスをためないなど、自分の健康を守るための情報や学習機会の提供、相談を充実します。

◆DVをはじめすべての虐待をなくそう！（「DV根絶宣言」のまち、阪南）

相手の嫌がる性的な言動を行うことは、セクシュアル・ハラスメントという暴力です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめ、子ども、障がい者、高齢者などへの虐待も暴力です。あらゆる暴力をなくし、すべての人の人権が守られるまちにしましょう。

ひとりで悩まないで。秘密は絶対守ります。
DV相談専用電話 072-488-7084
8:45～17:15（土日祝日・年末年始を除く）



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

それ、DVです！

DVとは、結婚相手など親しい関係の人から受ける暴力のこと。恋人や元恋人などから受ける暴力もあります。

◆だれもが安心して暮らせるまちにしよう！

セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者などあらゆる人にやさしく、住みよいまちにしましょう。
※「セクシュアル・マイノリティ」とは、性的な指向、性自認等における少数派のこと。



基本方針 III すべての世代への男女共同参画意識の浸透

◆意識を変えよう！

「男なんだから、泣くな！」「女は家事・子育て・介護をして、男は仕事をするものだ」などの考え方をどう思いますか？すべての市民が性別にとらわれず、自らが希望する生き方を選ぶようなまちづくりを進めます。

◆将来を豊かに生きるために、男女共同参画について学習しよう！

市や市民、事業者、教育関係者が、いっしょに男女平等教育を進め、すべての人が互いをかけがえのない存在として認め合い、自分が望む生き方を選択できるような社会をつくっていきましょう。